

第4章

分野別の都市づくり方針

1. 適切な土地利用を図る

(1) 基本的な方針

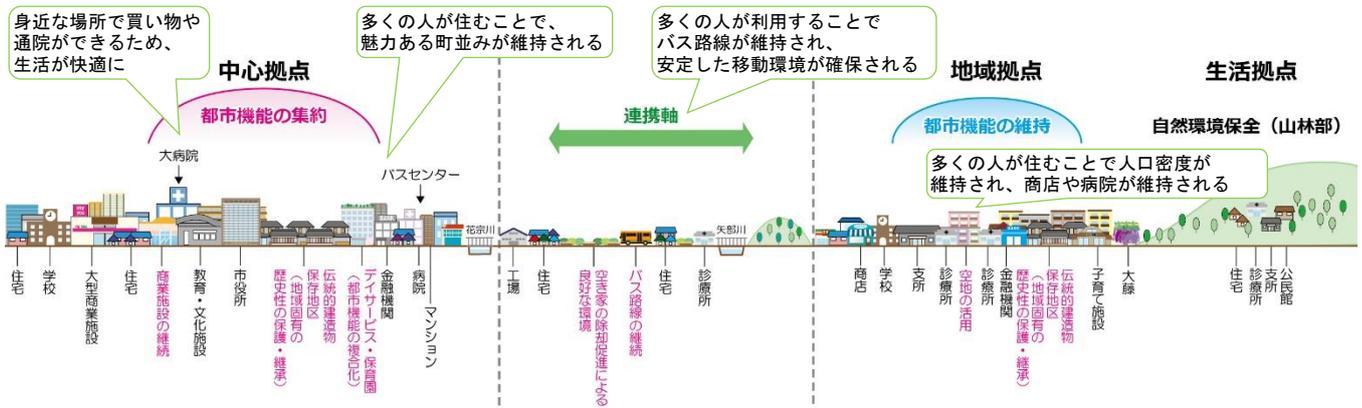
八女市の現在の土地利用状況は、中心拠点と周辺の地域拠点および農地、中心拠点の北東部丘陵の自然地とそれらを取り囲む山林や既存集落である生活拠点に大別されます。

法的規制状況を見ると、市の一部が都市計画区域に指定され、中心拠点周辺、立花支所周辺および黒木支所周辺に用途地域（計630.6ha、市域面積の約1.3%）が指定されています。また、立花・上陽・黒木地域には、準都市計画区域（計281ha）が指定されています。

八女・立花・黒木3地域の用途地域の内訳をみると、住居系用途地域が約64%、商業系用途地域が約18%、工業系用途地域が約18%となっています。また、用途地域が指定されていない区域は、農業振興地域に指定されています。

都市計画区域においては、今後も大きな枠組みとしての市街地や田園、自然環境といった都市を構成する各要素の調和を基本としながら、現在の法的枠組みを維持しつつ、中心拠点や周辺部の拠点的集落においてはまとまりがあり暮らしやすい市街地形成を図るとともに、美しい田園地や自然環境を積極的に保全・活用することにより、計画的な土地利用形成を進めていきます。

また、田園や自然地、市街地、集落地の調和した文化的景観の保全を図る為、例えば建物の高さを地域の景観シンボルの一つである楠の木以下にするなど、低層系の建築物を主体とした都市空間形成を進めていきます。



▲都市空間構成のイメージ

(2) 用途地域指定区域に関する土地利用の方針

①商業地

- 八女市の福島地域の商業地については、伝統的な町並みに住宅と商業・業務施設、観光施設が調和した複合的土地利用を促進し、多様な世代や市外観光者が交流する賑やかで魅力ある市街地形成を進めます。
- 黒木地域の商業地においても同様に、伝統的な町並みに配慮しつつ必要な都市機能の維持に努めます。
- 国道442号沿いの商業施設の集積地については、現在の八女市の商業拠点の一部を形成していることから、商業系用途としての活用を検討します。
- 立花地域の国道3号沿道の商業地や、黒木地域国道442号沿道の商業地においては地域の生活に必要な都市機能を配置できる土地利用を図ります。

②歴史的市街地

- 八女福島伝統的建造物群保存地域の周辺は、古くから商業で発展した八女福島^{こま}の歴史を色濃く残す地区であるとともに、中枢的な公共施設の集積もなされ、筑後地域における広域的な都市圏構造上の拠点の一つとしても位置づけられる地域です。当該地区の土地利用については、“広域的な都市圏構造上の拠点の一つにふさわしい都市機能集積”と“歴史的市街地の保全”の両立が可能な土地利用形成を進めていきます。
- 黒木伝統的建造物群保存地区の周辺も江戸時代より豊後別路と呼ばれる旧往還道が整備され、お茶・楮^{こうぞ}・炭などの豊富な山の産物を扱うことで明治から大正期には八女第二の商都と謳われるほど賑わった町並みを活かした土地利用形成を進めていきます。
- 当該市街地内では、伝統的建造物群と調和した町並み形成と広域的な都市圏構造上の拠点としての機能形成が両立した低層の市街地形成を進めます。
- 伝統的建造物群保存地区およびその周辺においては、特に火災面での防災機能向上を図るとともに、景観法に基づく景観地区や景観重要建造物の指定により、更なる文化的景観の保全促進や建築基準法の緩和規定適用などによる本来の建築意匠に即した保存整備を進めていきます。また、空き町家への店舗誘致や移住促進などによる活用を促進します。
- 本格的な高齢社会に備え、各種都市機能が集積する利便性の高い当市街地内において、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます。

③住宅地

- 立地適正化計画で指定された居住誘導区域を中心に住宅地を配置するとともに、歴史的市街地を囲む都市計画道路の室岡平田線（国道442号）、稲富福出線、大島稲富線の沿道部は、公共交通軸として利便性が高い範囲において、沿道型の商業施設や低層マンションなどによる複合的土地利用を進めます。

- その他の住居地域内については、上・下水道、公園などの個別計画に基づき基盤施設の整備を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。なお、用途地域内での未利用地のうち、用途地域周辺部に位置する農地については、地権者の営農意向などを確認しながら用途地域の見直しを検討します。それ以外の未利用地については民間開発による住宅団地整備などの有効利用を促進します。
- 福島地域の用途地域の南側の低層住居専用地域については、地域の実情を踏まえて用途地域の見直し等を検討します。

④工業地

- 既存工業団地（室岡、鶉池・鶉池第二・今福）については、産業拠点として良好な事業環境を維持するとともに、周辺的生活環境との調和を図ります。また、既存工業系用途地域の活用と前古賀地区工業団地の整備を促進し、さらなる産業拠点の形成を図ります。

⑤自然緑地

- 市街地内の社寺林などの地域に密着した緑地は、環境共生の観点から、積極的に保存することにより、潤いと憩いのある生活空間形成を図ります。

（3）用途地域指定区域外に関する土地利用の方針

用途地域指定区域外の用途白地地域は、平成12年の建築基準法の改正に伴う容積率の設定を行っており、今後さらに田園環境を生かした良好な住環境や緑豊かな自然環境の形成、文化的景観に配慮した土地利用を進める為にも、適切な建ぺい率の適用などを検討していきます。

①農地

- 農業振興地域の農用地区域やその他農地については、農業生産の場として、また筑後地域を象徴する田園景観資源や緑地空間として保全していきます。
- 特に良好な田園景観をもつ区域については、景観法にもとづく景観農業振興地域整備計画区域への指定や市民提案による八女文化的景観地区指定の市民提案を検討し、区域内の耕作放棄地などについて、景観整備機構（NPO法人や公益法人など）による代替耕作などにより、文化的景観の保全を図ります。

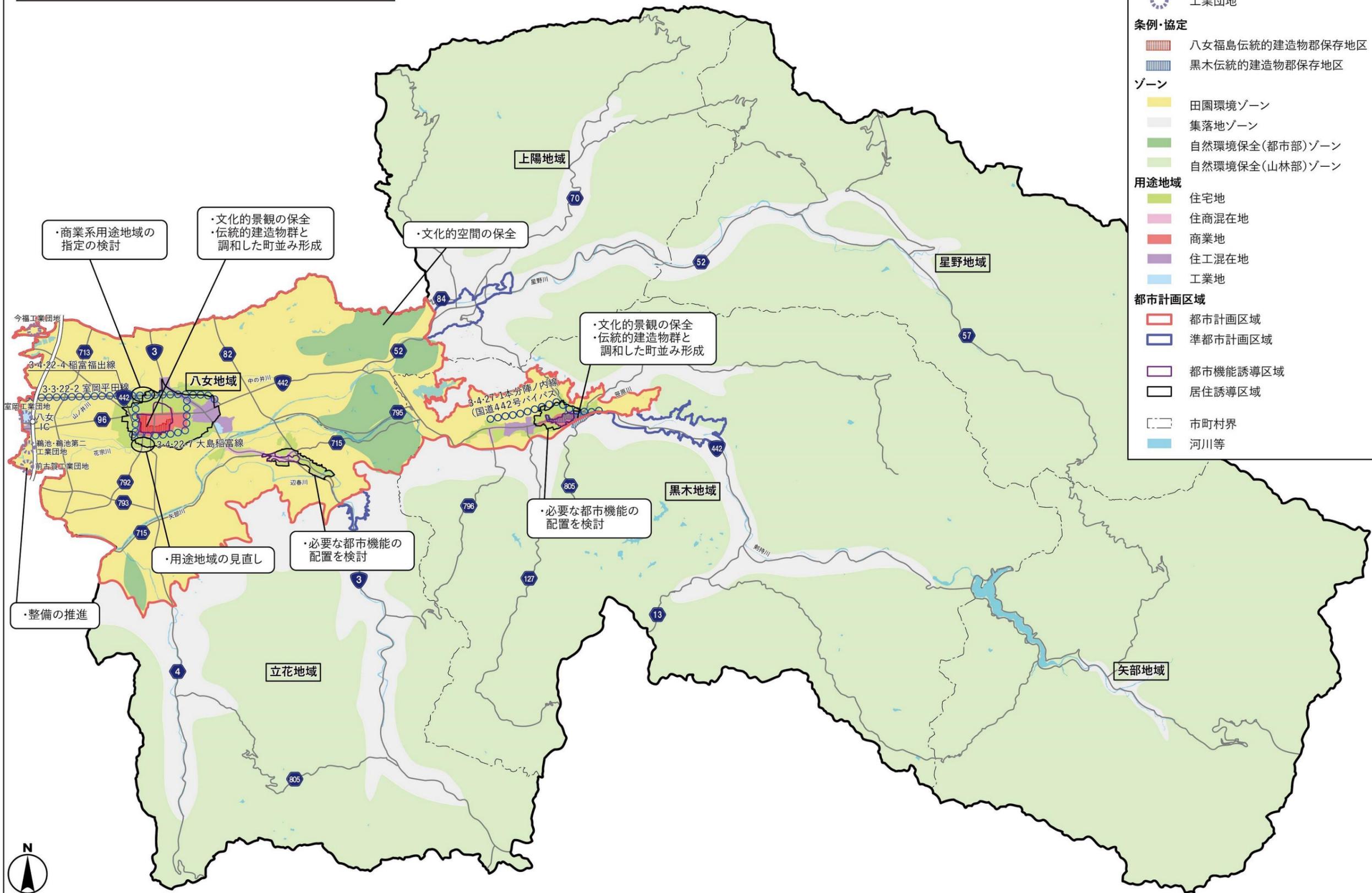
②緑地・自然地

- 北東部の丘陵地などの自然環境は、生態系の保全や文化的景観保全の観点から、八女の貴重な緑地空間として保全していきます。
- 特に岩戸山古墳周辺から童男山古墳周辺にかけての古墳群が連担した区域については、自然環境の保全のみならず、古墳を活かした観光ルートとしての活用を踏まえた整備を検討します。
- 市内を流れる河川や堤・溜池、その周辺の緑地については、身近な親水・緑地空間としての保全を図るとともに、有効活用を検討します。

③生活拠点周辺

- 比較的まとまった規模の既存集落である生活拠点においては、生活道路の改善や身近な公園整備などや日用品販売店、産地直売店などの定着などを進めることにより、生活空間としての利便性向上を図り、持続可能で豊かなコミュニティ形成を図ります。
- 郊外部における戸建宅地需要については、既存集落周辺の農業振興地域の農用地区域外へ誘導することにより、まとまりのある集落形成を進めていきます。

土地利用の整備方針図



2. 快適で安全な都市基盤を作る

(1) 基本的な方針

本市内には、南北方向に国道3号、東西方向に国道442号が配置され、中心拠点で両路線が交差し、本市の骨格的な道路網を構成しています。また、本市の市西端に九州自動車道八女ICが位置し、広域的な高速自動車道路網に連絡しています。

これらを利用する広域的な交通需要は増加傾向にあることから、骨格となる主要幹線道路として国道3号バイパスを新たな骨格軸として形成することで、慢性的な交通渋滞を解消し、都市の安全、快適かつ円滑な道路空間形成を図る為、幹線道路などの整備により、体系的に調和のとれた道路網の整備を進めていきます。

都市計画道路は、昭和44年に当初の都市計画決定がなされ、13路線28.85kmの内21.38kmが改良済みとなっています。未整備の路線については、少子・高齢社会の到来による将来的な人口減少といった社会経済情勢などの変化を踏まえ、必要性の再検証を行います。

なお、今後の高齢社会に対応した都市づくりを進める為、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路空間形成を進めていきます。

本市の公共交通体系については、路線バスおよびデマンド交通をはじめとする既存公共交通の連携を行い、地域内の移動を円滑にしつつ、より使いやすい公共交通体系となるよう整備に努めます。

(2) 道路整備の方針

①広域幹線軸（主要幹線道路）の整備方針

- 地域拠点や生活拠点と中心拠点を連絡するとともに、広域的な大量の交通処理を担う路線である主要幹線道路として、国道3号と国道3号バイパスおよび国道442号を位置づけ、車道や歩道の拡幅、バリアフリー化などの機能強化を計画的に促進します。
- 特に、星野・矢部方面との交流連携軸となる国道442号バイパス（黒木バイパス）や国道3号バイパスについては、関係市町村と連携を図りながら早期整備を促進します。

②地域連携軸（幹線道路）の整備方針

- 都市の主要な骨格をなす道路として、都市に流入する交通の処理や、住宅地、工業地、商業地等の拠点相互を連絡する幹線道路を適切に配置し、都市内幹線道路網を形成します。
- 都市計画道路の室岡平田線（国道442号）および稲富福出線、大島稲富線を中心拠点の環状道路として位置づけ、環状道路より内側の約1km²の区域内は歩行者や自転車を優先とした道路整備を行うことにより、安全、快適で伝統的建造物群と調和した道路空間形成を進めます。
- 長期的に事業未着手となっている都市計画道路については、歩行者や自転車を優先とした道路空間整備に向け、区画道路への変更や幅員構成の変更などの見直しを検討します。

③地域連絡軸（補助幹線道路）、生活道路の整備方針

- 地域生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性向上に向けた整備を推進します。
- 補助幹線道路については、拠点となる集落間の交流・連携を促すとともに、通学路としての位置づけを持つ路線も多いことから、地域の実情に応じ、信号の設置促進による無信号交差点部での事故の抑制や、歩道整備による歩行者の安全性の向上を図ります。
- 生活道路については、狭隘な道路が多いことから道路改良や側溝蓋の敷設などを進めるとともに、防犯灯の増設などを行い、歩行者の防犯・安全面の確保に努めます。

（3）公共交通（バス網）に関する方針

- 道路網の整備と自家用車の普及により、公共交通機関の利用者は減少の一途をたどり、縮小等を余儀なくされています。自家用車を持たない人たちの移動手段の確保を行うためにも、路線バスおよびデマンド交通をはじめとする既存公共交通の連携を行い、地域内の移動を円滑にしつつより使いやすい公共交通体系となるよう整備に努めます。
- また、公共交通機関の利便性が悪い地域については、八女市地域公共交通網形成計画と整合性を図りつつ、デマンド交通などによる移動手段の充実に努めます。
- バス交通の利便性向上を図る為、既存のバスターミナルの機能強化など、利用しやすい交通結節点のあり方を検討していきます。

（4）安全・快適な道路空間形成に関する方針

- 河川沿いの遊歩道や公園緑地などのネットワーク化を進め、有機的連携を図ります。
- 環状道路内の歴史的市街地内においては、通過交通を極力排除する等、歩行者優先の市街地形成を進めます。
- 交通量が多い主要幹線道路や幹線道路においては、歩道や信号、横断歩道の整備を進め、歩行者・自転車の安全確保を図ります。
- 生活道路のうち狭隘な区間については、道路改良や側溝蓋の敷設、住宅建設時におけるセットバックなどによる幅員確保に努めます。

交通体系の整備方針図

凡例

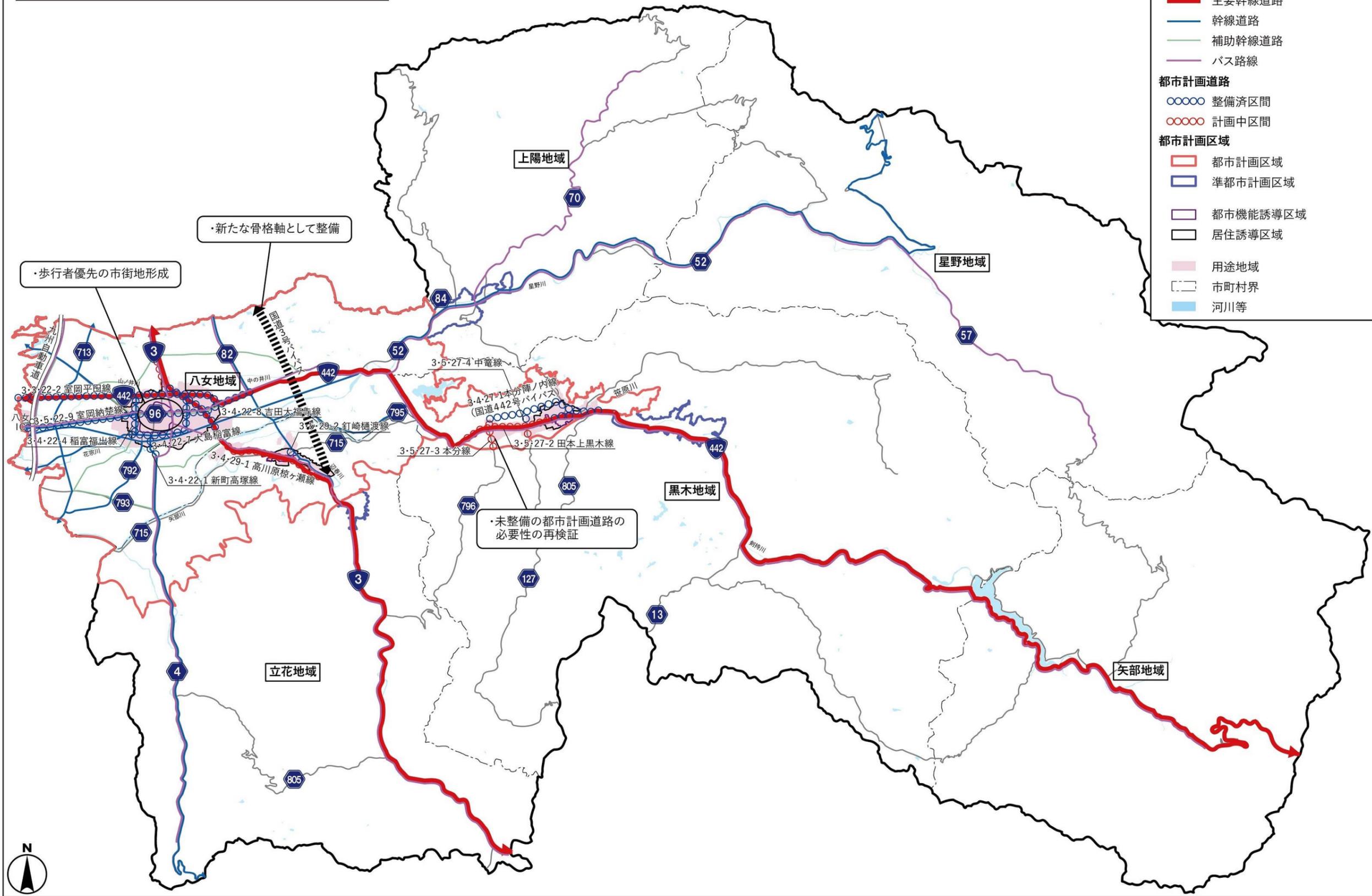
- 高速道路及びインターチェンジ
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- バス路線

都市計画道路

- 整備済区間
- 計画中区間

都市計画区域

- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 用途地域
- 市町村界
- 河川等



3. 自然と共生した環境を作る

(1) 基本的な方針

本市は矢部川、辺春川、星野川、花宗川、山ノ井川、笠原川の清流やその周辺の自然緑地など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、丘陵地には岩戸山古墳に代表される八女古墳群が存在し周辺の緑地と一体となっています。このような風光明媚な自然環境、地域資源を生かし、森林や矢部川水系を生かした水と緑のネットワークの形成を図ることにより、憩いの場、自然とのふれあい空間、観光資源としての活用を進めていきます。

また、住民のスポーツ・レクリエーションや憩いの場である身近な公園については、潤いのある市街地形成においても重要であり、八女市公共施設等総合管理計画等を踏まえ、災害時の避難場所などの多目的な活用も含め計画的な整備を進めます。

(2) 環境保全系統の緑地整備方針

①良好な自然環境の保全と整備

- 本市の北東部の丘陵地に位置する緑地は、平地が大部分である本市の貴重な自然緑地および文化的景観の形成要素であり、今後も農業振興地域として、林地や茶畑などの農地といった土地利用形態の整備・保全を進めていきます。
- 岩戸山古墳や童男山古墳などの古墳群および犬尾城跡地については、周辺の整備を行い一体的な緑地の保全・活用を図ります。
- 農地についても、文化的景観を形成する緑地として保全を図ります。また、市内に点在する溜池や堤については、水質改善と生態系に配慮した保全を図るとともに、安全面を考慮し、公園に適したところについては、周辺の整備を図りながら一体的な公園化を検討します。

②都市の骨格を形成する自然軸の整備・保全

- 本市ならびに周辺市町村における広域的な自然軸である矢部川、星野川などの主要河川については、一体となった周辺緑地の整備・保全や、積極的な親水化、周辺公園との連携、遊歩道の整備を促進します。

③市街地内の緑地空間の保全・創出

- 緑豊かで潤いのある市街地空間の形成を図る為、中心拠点の市街地や地域拠点や生活拠点の集落内の良好な既存緑地を保全するとともに、市街地の特性に応じながら身近な緑の創出も行っていきます。
- 社寺林や屋敷林などの地域に密着した良好な緑地については、必要に応じて風致地区制度などの適用による積極的な保全を検討します。
- 主要な道路においては、快適な移動空間形成に向け、住民と協働しながら緑化および管理を行っていきます。

(3) 観光・レクリエーション系統の緑地整備方針

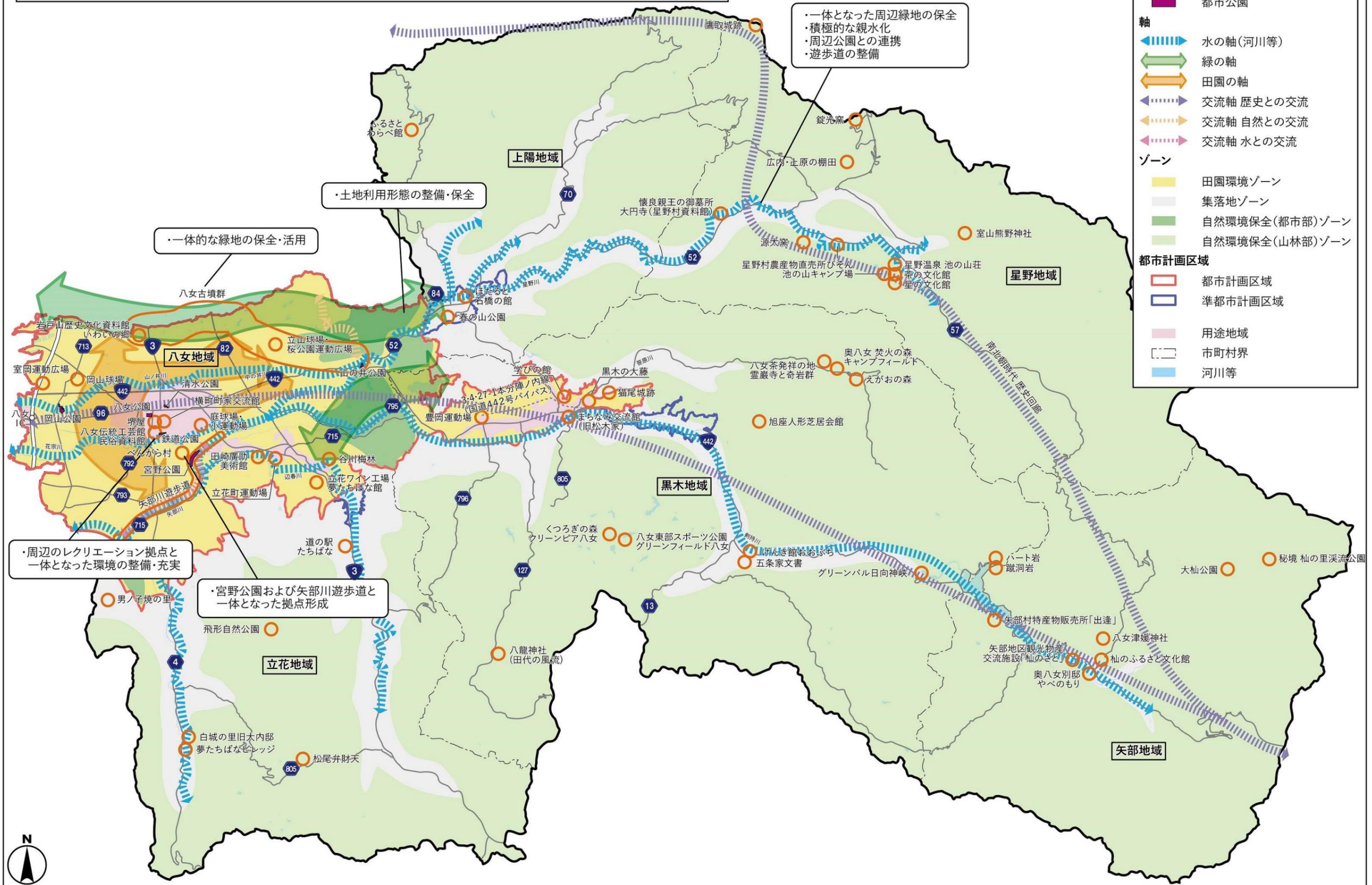
①観光・レクリエーションの場の整備

- レクリエーションの場の整備に際しては、広域的な観光拠点都市としての魅力を形成することを視野に入れた計画・整備を進めます。
- 市域に点在する観光・レクリエーション資源については、地域特性に応じた拠点整備を行うとともに、ネットワークの形成を図ります。
- 筑後地域有数の集客力を持つ「べんがら村」周辺については、宮野公園および矢部川遊歩道と一体となった拠点形成を進めていきます。
- 八女伝統工芸館については、八女の匠の技を一堂に見学でき、身近に体験できる文化継承の拠点としての整備はもとより、隣接する民俗資料館、藤棚の景観、鉄道記念公園などと一体的な観光レクリエーション拠点として、環境の整備・充実を図っていきます。
- その他の既存レクリエーション施設についても、適切な維持管理を進めるとともに、快適で安全な空間形成にむけた改善を進めていきます。

②身近な公園の維持管理

- 日々の生活に密着した住区基幹公園等の整備は終わっているため、地域のコミュニケーションの場として以外にも防災にも必要な施設として、住民が継続して利用できるよう適切に維持管理に努めます。

公園緑地・レクリエーション拠点の整備方針図



4. 安心して暮らせる生活環境を整える

(1) 基本的な方針

上水道、下水道の整備は、住民が快適にしかも健康で文化的な生活を営む為の基盤であり、特に下水道の整備は、河川などへの汚水の流入による公共用水域の汚濁防止という大きな役割を担っており、基幹的な都市施設であることから計画的な整備を推進します。

河川については、八女の重要な地域資源であるとともに、快適で潤いのある生活環境上の重要資源として、河川区域全域での環境改善に努めます。

(2) 上水道の整備方針

- 水道は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、安全な水を安定供給するため、水道施設の維持管理および整備に努めます。
- 給水区域においては、積極的に水道の安全性を啓発し、加入促進に努めます。
- 供給拡大に伴う安定した給水量の確保については、広域的連携を図り長期的かつ安定的な水量確保に努めます。

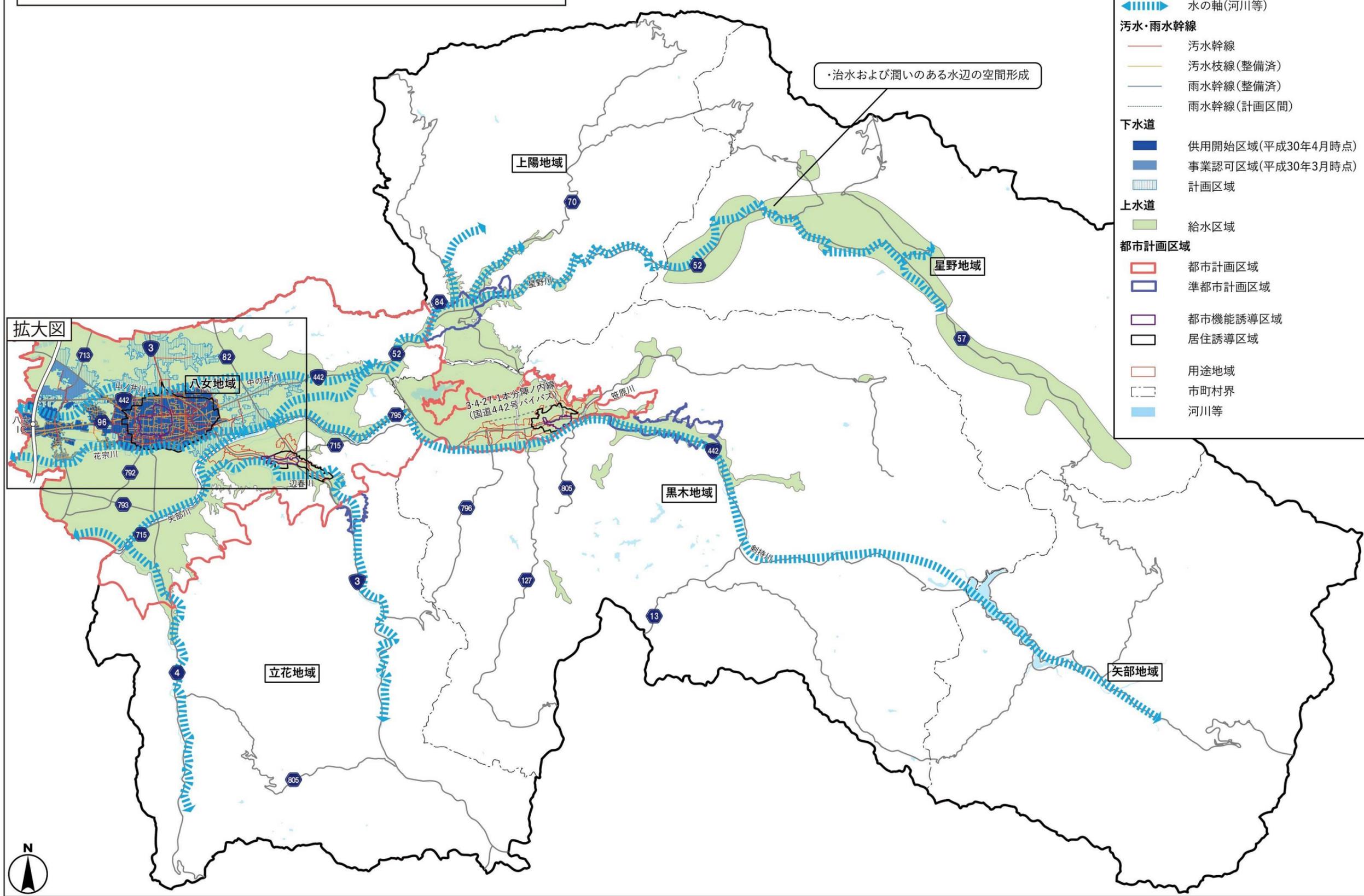
(3) 下水道の整備方針

- 下水道については、矢部川流域下水道事業の流域関連公共下水道として「八女市汚水処理構想」に基づき、下水道の整備を推進します。また、雨水の流出抑制を考慮した貯留浸透施設の設置など、総合的な市街地の雨水対策を検討します。

(4) 河川の整備方針

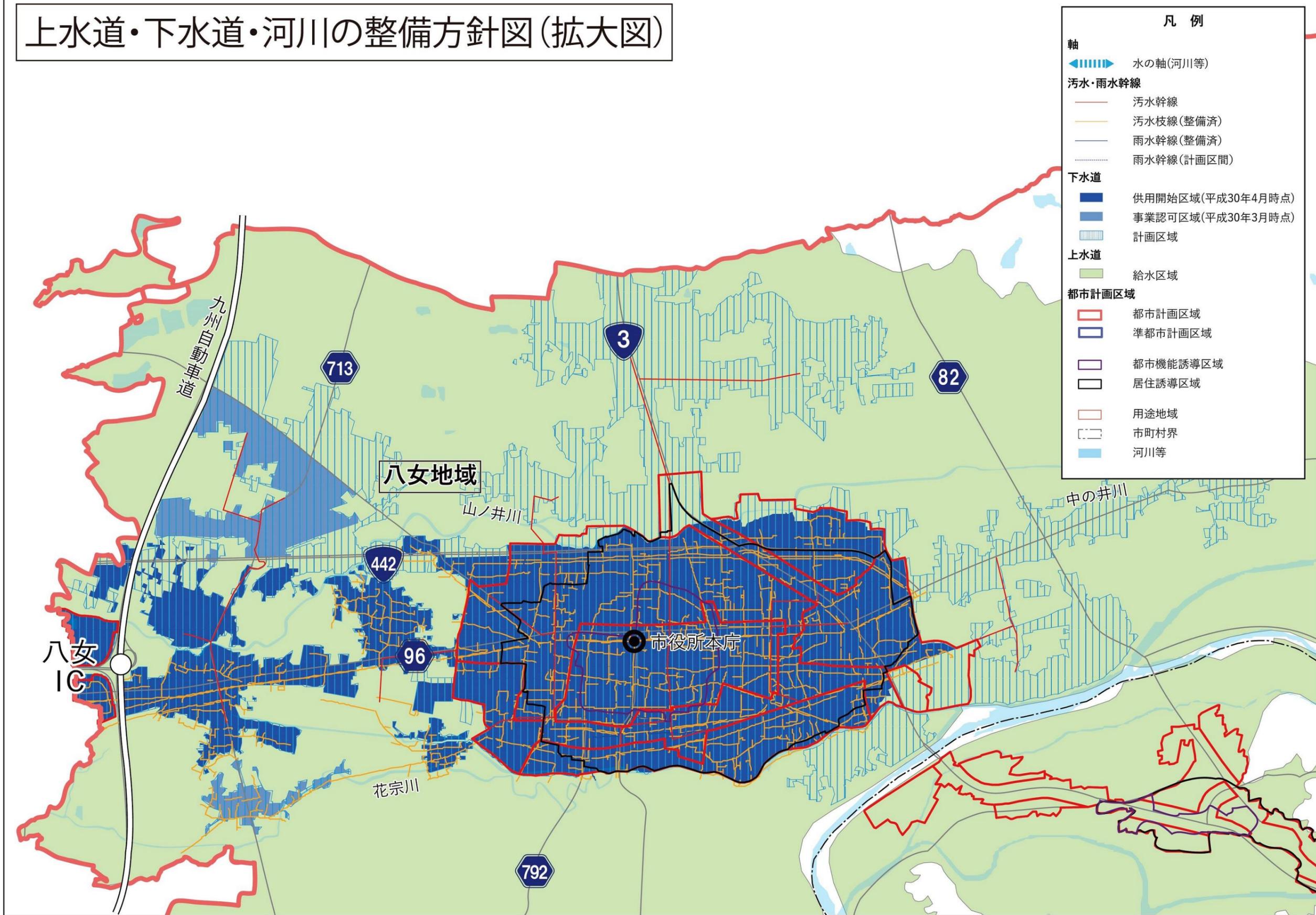
- 市民の水環境に対する愛護意識の啓発を行うことにより、各家庭での生活雑排水の浄化を実施するなど、個人レベルでの水質浄化運動へつなげていきます。
- 河川清掃への市民ボランティアの積極的な参加を呼びかけることにより、河川美化への関心を高め、モラル意識の向上を図り、河川環境の保全を促進することを目的に、行政は清掃用具の貸出しや、重機による汚泥除去などの支援を行っていきます。
- 水質汚染が特に進行している河川については、その水質浄化に努めます。
- 矢部川、星野川、山ノ井川、花宗川などの主要河川については、治水のみならず、潤いのある水辺の空間形成に努めます。
- 生活排水路の水量確保については、水利権者・受益者・住民の調整により、その改善を促進します。
- 玉石積みなどの河川や用排水路の整備、水門・水路・調整池の整備や河川の改修に際しては、文化的景観への配慮に努めます。
- 台風や集中豪雨等の浸水被害に対応した河川整備や丘陵地や山地を中心とした土砂災害対策を推進します。

上水道・下水道・河川の整備方針図



凡例	
軸	水の軸(河川等)
汚水・雨水幹線	汚水幹線
	汚水枝線(整備済)
	雨水幹線(整備済)
	雨水幹線(計画区間)
下水道	供用開始区域(平成30年4月時点)
	事業認可区域(平成30年3月時点)
	計画区域
上水道	給水区域
都市計画区域	都市計画区域
	準都市計画区域
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	用途地域
	市町村界
	河川等

上水道・下水道・河川の整備方針図(拡大図)



5. 持続可能な市街地を作る

(1) 基本的な方針

文化的景観の保全や拠点整備、防災上の安全性、生活環境の向上、観光振興などの観点から計画的な市街地整備が必要とされる地区について、八女市立地適正化計画を踏まえながら都市活動を支える基盤整備を図ります。

(2) 市街地整備の方針

①伝統的町並みを保全・活用する地区

- 本市都市拠点の市街地内に位置する伝統的建造物群保存地区およびその周辺の地区においては、通過交通の排除や歩道・水路などの整備により、安全・快適でのんびりとまち歩きが可能な歩行空間の形成を図ります。
- 伝統的建造物群保存地区内の町家群は、そのほとんどが2階建て以下であることから、当該地区周辺への中高層建築物の立地を抑制することにより、調和のとれた町並み形成を進めます。
- 伝統的建造物や町並みを次世代に継承するために保存修理を進めます。また、空き町家への店舗誘致や移住促進などによる活用に加え、町家を活用した宿泊施設や住居兼店舗といった複合利用など、町家の新しい利用方法を生み出し、賑わいのある町家群の形成を図ります。
- 木造家屋が連担することから、防災計画の策定ならびに住民の自主防災組織の活動推進や、住民による初期消火用屋外消火栓などの防災施設の整備を推進します。

②中心拠点の旧国道442号（県道八女瀬高線）沿道地区

- 東西方向に走る広域的な幹線道路の沿道であることから、これまで広域的な商業核を形成してきましたが、国道442号バイパスの整備により広域的な通過交通が排除されたことから、賑わい空間としての新しい魅力再生を図ります。

③用途地域内の低未利用地

- 用途地域内の低未利用地については、八女市立地適正化計画との整合を図りつつ、周辺部に位置する農地については、地権者の営農意向などを確認しながら用途地域の見直しを検討します。それ以外の低未利用地については、PFI等の整備手法を用いた民間開発の導入による有効利用を促進します。

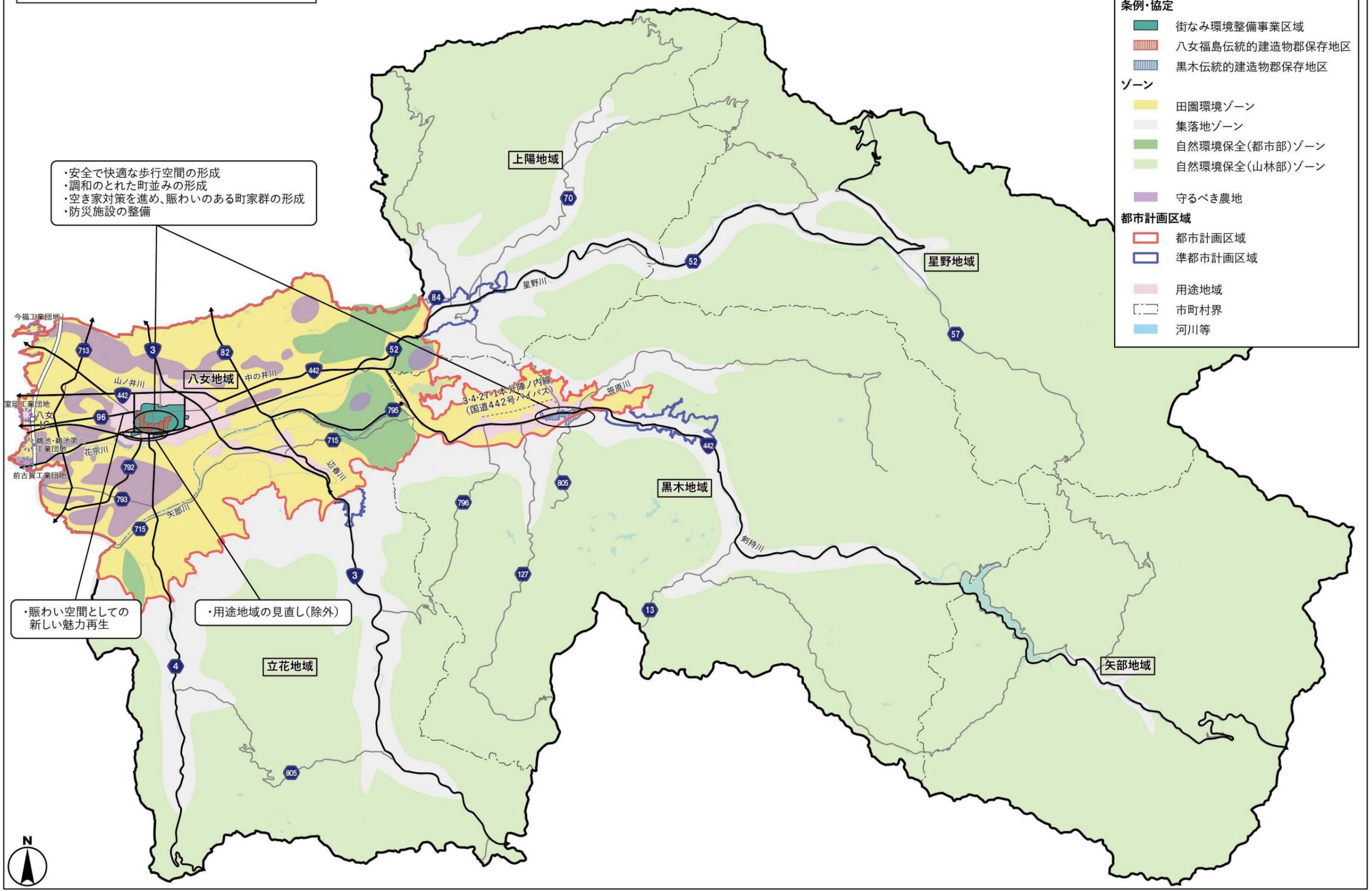
④地域拠点・生活拠点地区

- 各拠点の集落内において、狭隘な道路、排水路の水量の確保や生活雑排水などによる悪臭や汚染などの課題を有する地区については、生活道路や污水处理施設などの整備による生活環境の改善に努めます。

⑤工業団地地区

- 工業団地については、周辺環境に配慮した計画的な企業誘致を進めるとともに、周辺への環境影響を軽減させる為、緑地帯などの整備を促進します。

市街地整備方針図



6. 美しいふるさとの景観を守る

(1) 基本的な方針

本市の景観構成の基本的な枠組みである田園、丘陵部の自然地、河川、市街地・集落地の文化的景観構成を今後とも維持していくとともに、特に文化遺産である福島地域や黒木地域の伝統的町並みについては、その景観保全のみならず、地域住民の生活環境や観光資源としての活用方を検討していきます。

また、安全で快適な生活環境の形成に向け、河川や水路の環境回復や、防災対策、全ての人にやさしい都市づくりなどを進めていきます。

(2) 都市景観の形成方針

①本市全体の文化的景観形成方針

○本市の景観構成の基本的な枠組みである田園、丘陵部の自然地、河川、市街地・集落地の文化的景観構成を今後とも維持していく為に、八女市文化的景観計画に基づき、景観を支える環境保全や地域文化の継承に取り組み、景観を守り育む人々が定住する伝統と躍動の文化都市の実現を図り、市民の皆さんとともに、豊富な景観資源を八女産品の付加価値の向上や観光客の増加に生かす等、地域の活力が景観によって生かされるまちの実現を目指します。

②地区特性毎の景観形成方針

○伝統的建造物群保存地域およびその周辺においては、景観法に基づく景観地区や景観重要建造物の指定により、更なる文化的景観の保全促進を行うとともに、建築基準法の緩和規定適用などによる本来の建築意匠に即した保存整備を進めていきます。また、保存地区周辺の市街地については、現存する伝統的町家の保全活用を図り、その町家群のほとんどが2階建てであることから、当該地区周辺への中高層建築物の立地を抑制することにより、調和のとれた美しい市街地景観の形成を行います。

○幹線道路沿道部においては、道路緑化や屋外広告物の規制誘導を行うなど、潤いと落ち着きのある景観形成を促進します。

○市街地や集落内の文化的景観資源については、可能な限りその保全に努めます。特に大木や名木については、保存樹木の指定などを行うことにより保全を促進します。

○新興住宅団地については、地区計画や建築協定の適用を促進し、全体的な町並み景観の形成を図ります。

○工業団地については、緑地帯を設けるなど、周辺環境との調和に努めます。

○田園地においては、農業を取巻く全国的な厳しい社会情勢により、土地利用の転換や耕作放棄が進む恐れがあることから、文化的景観上重要な農地については、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画区域等の指定を検討し、代替耕作などの措置を行い、田園景観形成を進めていきます。

○河川については、矢部川流域景観計画を考慮し、河川敷や遊歩道の整備だけではなく、河川景観の本来の姿である水流の確保や水質の浄化を促進します。

(3) 都市環境の整備方針

①環境全般に関する方針

- 自然環境、生活環境、快適環境などの地域環境（住み心地のよさ）は、よりよい状態として将来の世代へ引き継いでいかねばならないものであり、八女市環境基本計画との整合性を図りながら、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を目指した都市づくりを進めていきます。

②水辺環境の方針

- 家庭や事業所からの排水による水質汚濁対策として、公共下水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進、水質の調査・監視や石鹼利用の促進などを行います。
- 河川浄化として、水質浄化対策の啓発などを進めていきます。

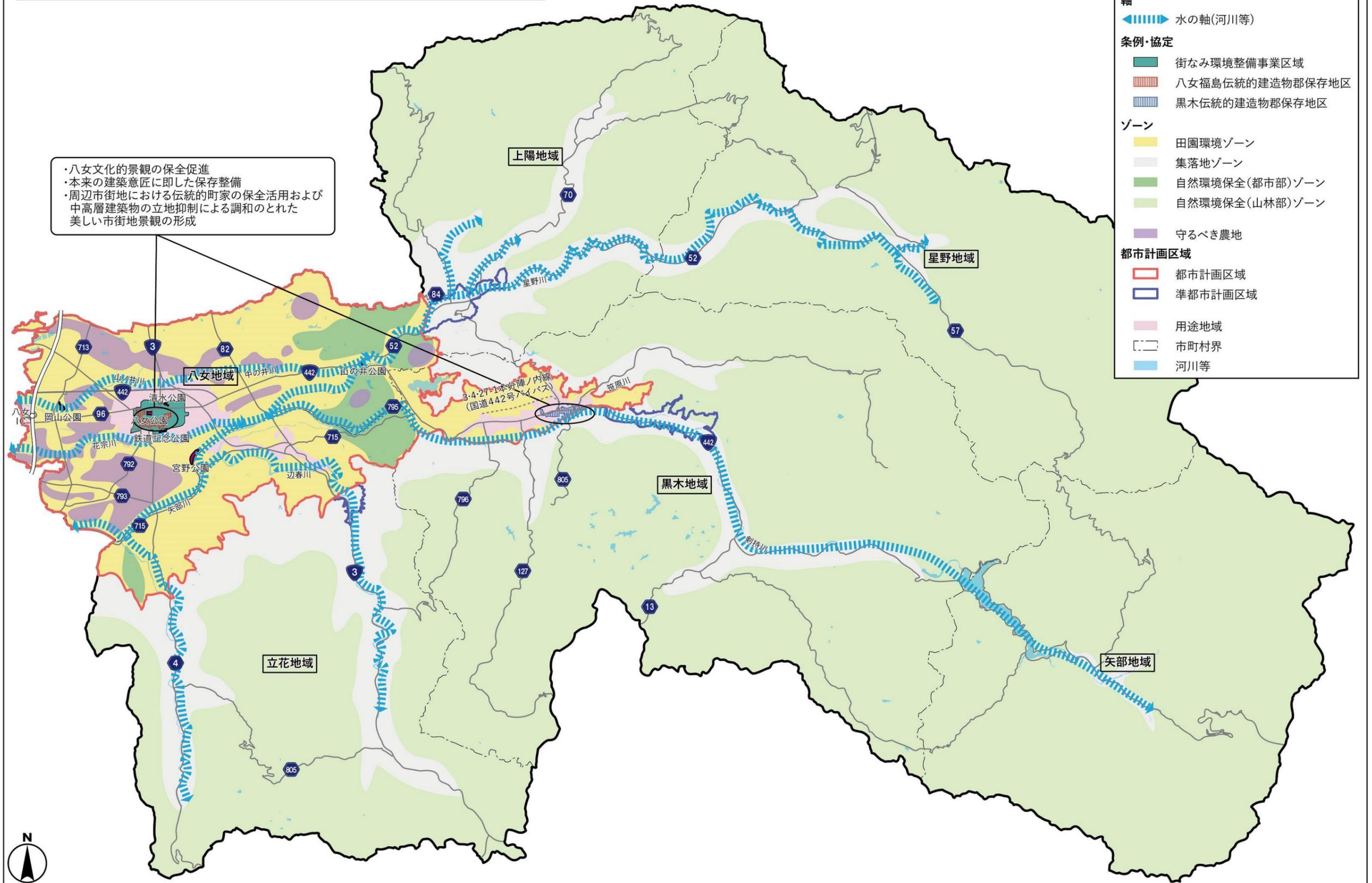
③全ての人にやさしい都市づくりの方針

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などをはじめ、すべての人が日常生活、社会活動をしていくうえでのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済などあらゆる分野の活動に自らの意思で参加でき、生き生きとした地域社会形成の為に支援整備を進めていきます。
- 公共施設や道路などの交通施設のうち、既に完成している施設については、高齢者や障害者などが安全で安心、快適に移動・利用できるよう、施設の改良（バリアフリー化）を促進します。
- ユニバーサルデザインとは、高齢者や障害者のみならず、すべての人が快適と思えるような環境づくりの考え方です。今後新たな施設整備を行う場合には、このユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を行っていきます。

④情報環境の整備方針

- 高度情報化社会の中で、地域の活力維持と生活の質的向上、企業誘致の条件向上を図る為にも、光ケーブル網やCATVなどの高速インターネット接続などに寄与する情報通信基盤の整備を促進します。

都市景観・都市環境の整備方針図



7. 強靱で安全な都市を作る

(1) 基本的な方針

八女市はこれまでに多くの豪雨被害を受けており、近年、その発生頻度は増加していることから今後、防災・減災対策が重要となります。

安全で快適な生活環境の形成に向け、防災・減災対策を行い、全ての人にやさしい都市づくりなどを進めていきます。

また、八女市では立地適正化計画の中で防災指針を策定しており、水災害リスクへの対応については別途詳細に検討しています。具体的には防災の観点を取り入れたまちづくりを推進するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転促進、防災施策との連携強化等を定めた計画となります。

(2) 都市防災の方針

- 市街地内の伝統的建造物群保存地区内およびその周辺においては、木造家屋が密集していることから、防災計画の策定ならびに住民の自主防災組織づくりや、住民による初期消火用屋外消火栓などの防災施設の整備を推進します。
- 伝統的建造物群保存地区外で、火災などの災害発生時に緊急車両の通行が困難な狭隘道路区間については、その拡幅整備を進めます。
- 降雨時の増水による道路冠水が顕在化している箇所については、河川の改修や水門の開閉に関する管理体制の構築などにより、冠水解消に努めます。
- 火災・地震・水害などの災害時の避難場所や経路などの情報については、「八女市地域防災計画」などに基づき、市民に周知徹底を図り、安全確保に努めます。